

2月5日に統一要求書に関して労使協議を開催

昨年末に組合が大学法人に提出した統一要求書、ならびに法人から申し入れのあった規則の改正について、2月5日に労使協議を開催しました。また、統一要求書に関しては、協議内容整理のための事前折衝を2月2日に行いました。

統一要求書に関連する協議内容は以下の通りです。

(1) 夜間主の教育に対する業務手当の付与について

[組合]従来、夜間主コースの担当は「全員」であったが、改組により担当者が限定されるように見えるため、担当者に対して業務手当の付与を要求する。

[法人]改組後も夜間主コースの担当は「全員」であり、負担が一部に偏らないような運営を検討する。

(2) センター入試における入試特別手当(特に看護師)への支給について

[組合]昨年、法人は事務職員のセンター入試業務は通常業務であると説明したが、多くの受験生の看護を担当する看護師の業務は通常業務とはいえず、入試特別手当の支給をすべきである。

[法人]検討してみる。

(3) 創立記念日を休日とするなど労働時間の短縮のための休日の設定について

[組合]昨年行われた給与の5%削減への代償として、労働時間の短縮のための休日の設定を求める。

[法人]今年、創立記念行事を日曜に開催するので、創立記念日はその代休とする。

(4) 非常勤職員の夏期特別休暇の付与について

[法人]仕事があるから雇っている非常勤職員に夏期特別休暇を付与することは社会的説明ができない。夏期一斉休業は検討している。

(5) 女性職員数に応じた本部棟女子トイレの増設について

[法人]できるだけ早く実施したいが、現在耐震工事の対応に追われているためにしばらく待つて欲しい。

(6) 短時間雇用職員の雇い止め制度の廃止について

[法人]どこかで区切りがつく形にしておかないと実際の運用が困難であるため、雇い留め制度の廃止はむずかしい。しかし、現状の3年を変更することは検討する。

(7) 教員任期法の趣旨に反する、助手、助教、講師に対する現在の任期制規則の撤回要求について

[組合]学内で任期制が理解されているとはいえず、任期制に関する議論の第一段階とし

て、任期制採用の意義を法人がホームページ等で明確に示して欲しい。

[法人]検討してみる。

また、事前協議では、

- 公務員時代の昇給・昇格の遅れについては取り戻すように努力中である。
- 様々な手当等の新設、産休・育休の充実、就業規則における生理休暇の制定、については他大学の状況を調査し、検討する。
- 組合の提案した「ノー残業ウィークの部局ごとの設定」や「ノー残業デーとしての運用」は早速検討する。
- 任期付教員が産休等を取得した場合は不利益とならないような再任審査基準を制定中である。

という回答が得られました。今後も、よりよい労働環境の実現に向けて、要求を継続して行く必要があります。

法人側が協議を求めてきた項目と協議内容は以下の通りです。

(1) 終業時刻及び休憩時間の改正について

[法人]これまでの勤務時間は 8:30～17:15、昼休みは 12:15～13:00 であり、労使協定により残業をする予定がある場合は勤務時間は 8:30～17:30、昼休みは 12:00～13:00 に変更可能であった。

公務員の勤務時間が 8:30～17:30、昼休みは 12:00～13:00 に変更されたので、蒸気の労使協定を廃止して、本学でも同様に変更したい。ただし、特別な事情がある場合は改正前と同じにすることができる。

[組合]拘束時間が 17:15 から 15 分延長されるのは容易には受け入れがたい。特別な事情がある場合に改正前と同じ勤務時間がとれるという点について、利用しやすいように配慮する必要がある。

この件については2月6日の代議員会へはかり、終業時間の繰り下げは基本的に受け入れがたいとの意見を受けた。

(2) 扶養手当及び管理職等手当の改定について

[法人]人事院勧告に準拠して3人目以降の子等の扶養手当を6000円(1000円増)に、課長及び室長の手当額を60,000円(5000円増)に増額したい。

[組合]了解した。

(3) 教員の職制改正に基づく、就業規則等の一部改正について

[法人]4月から助手・助教・准教授の新職制となることに関する職名の変更等の事務的なものである。

[組合]了解した。

近日中に2回目の協議を持つ予定です。